

令和2年度 第10回大潟区地域協議会次第

日時 令和3年1月28日(木) 午後6時30分から

会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) (仮称) 頸北の池沼群自然環境保全地域の指定検討について …資料No.1

(2) 大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の営業時間短縮について …資料No.2

4 協議事項

(1) 地域活動支援事業成果報告会について …資料No.3

5 その他

6 閉 会

(仮称) 頸北の池沼群 自然環境保全地域の指定について

1 指定の目的と経過

- ・市は、絶滅のおそれのある野生動植物とそれらが分布する主要な地域を重要な地域として選定し、「上越市レッドデータブック」としてとりまとめ、平成23年度に発行しました。
- ・自然環境保全地域は、これらの重要な地域の中から、希少な野生動植物が生息生育しているなど良好な自然環境が残されている地域を健全な状態で保全し、将来の世代に継承することを目的に指定しています。
- ・平成29年度までに、下記の6か所を指定しています。

【これまでの指定地域】

凡例：○…該当、△…要素を含む

| No. | 地域名 | 地域 | 指定時期 | 自然の特徴 | | | | | | |
|-----|-----------------------------|---------|-------|-------|----|----|----|---|----|---|
| | | | | 海 | 山林 | 里山 | 水源 | 川 | 池沼 | |
| 1 | 柿崎海岸 自然環境保全地域 | 柿崎区 | H22.3 | ○ | | | | | | |
| 2 | 二貫寺の森 自然環境保全地域 | 諏訪区、保倉区 | H23.3 | | | ○ | | △ | | |
| 3 | くわどり市民の森 自然環境保全地域 | 谷浜・桑取区 | H26.3 | | ○ | | ○ | △ | | |
| 4 | 五智公園 自然環境保全地域 | 直江津区 | H26.3 | | | ○ | | | | |
| 5 | 光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森 自然環境保全地域 | 板倉区 | H28.3 | | ○ | | ○ | | | |
| 6 | よしだの谷内 自然環境保全地域 | 三和区 | H30.3 | | | | | | | ○ |

2 指定候補地の選定等

- ・次の指定地として、頸北地区の池の集まり（池沼群）の中から、今年度は4池の指定を計画しています。

| 区分 | 池沼名 | 候補 | 理由 |
|--------|-------------|----|---|
| 頸北の池沼群 | 坂田池 | ○ | ・希少な水生昆虫や水生植物が多数生息・生育している。 |
| | 長峰池 | ○ | ・希少な水生昆虫や水生植物が多数生息・生育している。 |
| | 朝日池 鵜ノ池 | ○ | ・希少な水生昆虫や水生植物が多数生息・生育している。 ・マガンやマガモ、ヒシクイなどの国内屈指の飛来地となっている。 ・環境省が「日本の重要湿地500」に指定している。 |
| | 天ヶ池 蜘蛛ヶ池 | — | ・希少な水生昆虫や水生植物が生息・生育している。 ・天ヶ池や蜘蛛ヶ池では、現在は確認されていないものの、過去にはオニバスが生育していた。他の植物も含めた生物相の状況等を勘案して、今後の追加指定を検討する。 |
| | 中谷内池 | — | ・現状では生物相は比較的単純である。 ・生物相の状況等を勘案して、今後の追加指定を検討する。 |

3 指定範囲の考え方

- ・希少な野生動植物の生息域となっている水面及び湿地帯を基本とする。
- ・冬鳥の越冬などに必要となる周辺林野は範囲とするが、県立大瀉水と森公園の区域は除く。

※範囲の詳細は、地域の皆さんの意見をお聞きしながら、検討します。

4 指定により期待される効果

(1) 開発行為等の抑制

- ・指定区域内における「水面部の埋め立て」「林野の伐採」などの行為は規制（許可申請が必要）されます。但し、日常的な管理行為等（農業用水としての池の水の利用、維持管理上の木竹の伐採等）、指定区域の自然環境に有意な行為（ごみ拾い、陸地化の進行抑制のための作業等）は、規制の対象外となります。

(2) 市民等の認識向上

- ・市広報紙やホームページへの掲載、周知看板の設置、環境講座の実施等により、より多くの市民等から豊かな自然環境の存在を知っていただくとともに、一層の環境保全意識の醸成を図ることができます。
- ・市自然環境調査・監視員が巡回（不定期）し、異常の有無の確認等を行います。

(3) 保全活動の支援と推進

- ・指定区域内において地域団体が行う保全活動を認定し、市民等に広く周知します。
- ・地域団体が行う保全活動に対し、有識者による助言などの支援を行います。

5 スケジュール

- 令和2年8月～
- ・地元町内会（地権者）、関係機関（土地改良区、県立公園）等への説明
 - ・市自然環境保全推進委員会への説明
 - ・地域協議会への説明
 - ・指定案の縦覧
 - ・指定決定（告示）



各 位

上越市自治・市民環境部 環境保全課長

(仮称)頸北の池沼群 自然環境保全地域の指定について(お知らせ)

上越市では、市内に残る希少な野生動植物が生息・生育する地域を健全な状態で保全し、将来の世代に継承していくことを目的として自然環境保全地域に指定しています。これまで柿崎海岸を始め6か所を指定してきました。

次の指定候補地域として、頸北地区の「池沼群」を計画し、池に隣接する町内会や地権者の皆様、土地改良区など関係する方々への説明を進めています。

つきましては、別紙資料の計画内容をご覧ください、指定についてご理解賜りますようお願いいたします。



ガガブタ(長峰池)



ミミカキグサ(長峰池)



アサザ(坂田池)

指定の概要

- ・今回の候補地は北側から、坂田池(柿崎区)、長峰池(吉川区)、朝日池、鶉ノ池(大潟区)の4池。
- ・指定理由は、希少な水生植物や水生昆虫が生育・生息すること、日本海側屈指の渡り鳥飛来地で、環境省の「日本の重要湿地500」にも指定されていることなど。
- ・指定により、貴重な自然環境を保全するとともに、その貴重性について市民を始め広く市内外に周知し認知度を高めることができる。
- ・指定範囲は、水面や湿地を含む池の縁の内側とし、渡り鳥などの生息環境の向上に資する周辺林野を一部含める。 ※県営大潟水と森公園の敷地は保全が担保されていることから、規制の重複を避けるため指定範囲に含めない。
- ・指定することで、水面の埋め立てなど自然環境に悪影響を及ぼす開発行為や規模の大きな工事等は規制の対象となるが、従来行われていた日常的な行為(農業用水の利用、草刈や間伐、城跡の維持管理のための整備など)は規制の対象とならない。

問合せ先 上越市役所環境保全課
電話 526-3496 担当村山、岩崎

| |
|--------------|
| 令和3年1月28日(木) |
| 第10回大湊区地域協議会 |
| 資料No.2 |

大湊健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の営業時間の変更について

当該施設は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により利用者数の減少が続いており、さらには、冬期間は利用者数が減少する傾向にあることなどから、施設管理者と協議した結果、下記のとおり営業時間を変更します。

1 変更内容

< 対象期間：令和3年1月16日（土）～2月28日（日） >

営業時間

【変更後】

日帰り入浴：午前10時から午後8時まで

【変更前】

日帰り入浴：午前10時から午後9時まで

2 その他

- ・但し、令和3年1月16日（土）から既に変更して営業中
 - ・令和3年3月1日（月）以降は、通常営業とする予定です。
- ※ 状況に応じて、変更内容での営業を延長する場合があります。

令和2年度地域活動支援事業（大潟区）成果報告会

- 1 開催日時 令和3年2月26日（金）

| 時間 | 内容 | 備考 |
|-------------|---------------|----|
| 17：10～ | 会場準備 | |
| 18：00～ | 開場 | |
| 18：30～18：35 | 開会 | |
| 18：35～20：05 | 成果報告(質疑含む) | |
| 20：05～20：15 | 令和3年度概要説明 | |
| 20：15～20：30 | 大潟区地域協議会の活動報告 | |
| 20：30～ | 閉会 | |

- 2 集合時間 令和3年2月26日（金） 17：00

- 3 役割分担

会場準備（都合のつく委員全員）

受付係（名） _____

司会（1名） _____

案内係（司会、受付以外の委員）